

# 外国産資材品質審査・証明実施要領

財団法人 港湾空港建設技術サービスセンター

## （目的）

第1条 この要領は、財団法人港湾空港建設技術サービスセンター（以下「センター」という。）が行う外国産資材品質審査・証明事業（以下「品質証明」という。）の実施に適用するものであり、外国で生産された建設用資材（以下「外国産資材」という。）の国内建設工事（以下「建設工事」という。）への導入に際し、適正かつ迅速な審査・証明を行うことによって、建設工事の適正な品質確保および良品質の外国産資材の活用を図ることを目的とする。

## （適用の範囲）

第2条 品質証明は、建設工事に使用される外国産資材について、各発注者の定める品質基準（以下「仕様書」という。）に定める品質基準との適合性の確認を行うものとする。なお、適合性を確認する品質基準の無い外国産資材については当センターで定める審査基準に従い品質の確認証明を行うものとする。ただし、本品質審査・証明がなされた場合においても、工事現場における受入れ検査等については、各発注機関の仕様書に基づいて行われるものとする。

## （対象資材）

第3条 品質証明の対象とする外国産資材（以下「申請資材」という。）は、港湾、空港、海岸工事に使用される建設資材とする。

## （審査項目）

第4条 この品質証明では次の項目について、申請資材の審査を行う。

- 1) 品質性能  
仕様書に適合した品質・性能の確保あるいは品質性能の妥当性
- 2) 供給の安定性  
製造工場における適切な品質管理による製造及び安定的供給
- 3) 輸送・保管の管理体制  
資材の輸送及び保管の管理体制

## （申込み）

第5条 品質証明の依頼者は、「別紙様式-1」に定める外国産資材品質証明依頼書および「資材概要説明書」を添えて申込むものとする。

- 2 前項の申込みをする際は、次に掲げる項目を満足していること。
  - 1) 第3条で定める外国産資材であること。
  - 2) 品質証明の依頼者は、港湾・空港・海岸工事資材に係る材料製造者、材料取扱者または工事施工者であること。なお、材料製造者の委任を受けた者は、依頼の代理を行うことができる。
  - 3) 申請資材は、日本国内または国外において建設工事への使用実績があるものであること。
  - 4) 申請資材は、当該国または当該国に準じる公的機関によって定められた規格に基づく品質確認がなされていること。
  - 5) 申請資材は、過去6箇月以内に公的検査機関によって、仕様書に定められた品質基準を満足していることが確認されていること。
  - 6) 日本語による申込みがなされ、かつ、資料内容の説明等の対応がなされるもの。また、その内容確認に著しく労力、時間および経費を要するものでないこと。

7) 申請内容に虚偽のないもの。

(必要事項の確認)

第6条 センターは、第5条に定める資料等の提出を受けた後、依頼者に対し、審査に際し必要な事項を確認するものとする。

2 センターは、前項の確認の際、必要と認められるものについて、依頼者に対し、追加資料の提出を求めることができる。

(受付)

第7条 センターは、前条必要事項の確認等の後、申請を受付け、「別紙様式-2」に定める品質審査証明依頼承諾書を依頼者に送付するものとする。

2 依頼者は、前項の承諾書を受取った後、すみやかに品質証明費用をセンターが定める方法で納付するものとする。

3 品質証明費用は、50万円とする。

(外国産資材品質審査・証明事業運営委員会等の設置)

第8条 品質証明にあたっては、「外国産資材品質審査・証明事業 運営委員会」（以下「運営委員会」という。）を設置し、当事業の運営における重要項目について審議する。

なお、運営委員会の規定は、別途定める。

2 申請資材の判定を行う品質審査・証明判定会（以下「判定会」という。）を設置する。なお、判定会の規定については、運営委員会の承認を得るものとする。

3 申請資材の第2条に定める審査基準の無い資材及び審査基準の客観性を高めるための基準の策定を行う「審査基準策定委員会」（以下「策定委員会」という。）を設置することができる。なお、策定委員会の規定については、運営委員会の承認を得るものとする。

(審査方法)

第9条 センターは、判定会を開催し、第5条の規定に基づき依頼者が提出した資料および第6条により依頼者から得られた確認事項等により、別途定める審査基準に基づき審査を行う。

2 品質証明のための審査基準は、第8条に規定する運営委員会の承認を得るものとし、次に掲げる内容を含むものとする。

1) 申請資材の製造工場において、品質管理基準に基づき日常的に品質確認を実施していること。

2) 証明を得ようとする仕様書の品質基準と同等以上の品質・性能が確保されていること。

3) 前項の確認は、公的検査機関で行われた試験によること。

3 提出された資料で審査、判断できない場合または疑義を認めた場合は、依頼者と協議のうえ、当該製造工場の立入り検査を行うことができる。ただし、検査に係る費用は依頼者の負担とする。

4 品質証明に要する期間は、第7条に規定する申請が受け付けられた後、原則として1箇月とする。

なお、次条により追加資料の提出または追加確認試験の実施が必要とされる場合は、それらの結果が申請資料の追加資料として受け付けられた時点から、原則として1箇月とする。

(資料の追加)

第10条 センターは、品質証明の審査過程において、依頼者に対し、必要に応じて新たな資料の提出を求めることができる。

2 前項に関して試験が必要と認められる場合は、依頼者の負担のもとに、追加の確認試験を行うものとする。

(交付または通知)

第 11 条 センターは、品質証明を終了したとき、遅滞なく「別紙様式－3」に定める品質審査証明書を作成し、依頼者に交付するものとする。なお、審査の結果が不合格の場合には、センターはその理由を明記し依頼者に通知する。

(品質審査証明書の有効期間)

第 12 条 品質審査証明書の有効期間は、交付の日から 3 年間とする。

(品質審査証明書の更新)

第 13 条 品質審査証明書の更新を依頼する者は、「別紙様式－4」に定める外国産資材品質審査証明書更新依頼書に必要資料を添えて、有効期限の 2 箇月前までに申込むものとする。

2 前項の資料とは、前有効期間中における使用実績、生産量および過去 1 年以内に公的検査機関で実施した品質試験成績書とする。ただし、前有効期間中に品質管理手法等が変更した場合は、その変更事項に関する書類を添えるものとする。

3 センターは、第 1 項による申込みを受付けるに際し、必要に応じて聞取りの実施または追加資料の提出を求めることができる。

4 提出された資料で審査、判断できない場合または疑義を認めた場合は、依頼者と協議のうえ、当該製造工場の立入り検査を行うことができる。ただし、検査に係る費用は依頼者の負担とする。

5 品質審査証明書の更新が認められた外国産資材については、3 年間の有効期間を更新するものとし、新たに品質審査証明書を依頼者に交付する。

6 更新に係る費用は、20 万円とする。

(品質基準等の変更)

第 14 条 申請資材に関する以下の改正、変更がある場合には「別紙様式－5」に定める品質審査証明書変更届に必要資料を添えて申込むものとする。

1) 仕様書の規定内容の変更、または当該 JIS の改正

2) 申請者等の社名変更

2 前項の資料とは、次のものとする。

1) 仕様書の規定内容の変更、または当該 JIS の改正の場合は変更のあった事項で規定されている基準を満足する資料。

2) 申請者等の社名変更の場合は、変更内容を証明する資料。

3 センターは、第 1 項による申し込みを受付けるに際し、必要に応じて聞取りの実施または追加資料の提出を求めることができる。

4 第 1 項に規定する内容等の変更に伴う品質審査証明書がなされた外国産資材については、「別紙様式－3」に定める品質審査証明書を再交付する。

5 仕様書の規定内容の変更に伴う品質証明の費用は、別途、センターが定める。

(審査の取下げ)

第 15 条 依頼者は品質証明の審査途中において、前条以外の依頼内容の変更または依頼の取下げを行うことができる。この場合の費用は、依頼者とセンターが協議のうえ清算するものとする。

(品質審査証明書の無効)

第 16 条 センターは、依頼者が虚偽の申請あるいはその他不正の手段により品質証明を受けたことが判明した場合は、当該品質審査証明書を無効とする。

2 依頼者は、前項の規定に該当した場合は、センターの求めにより、ただちに必要な措置を講じなければならない。

(瑕疵等による補償責任)

第 17 条 センターは、外国産資材の瑕疵等による補償責任を負わない。

(広報)

第 18 条 センターは、品質証明をした外国産資材を、今後の建設工事の適正な活用に役立てるため、センターが発行する定期刊行物への記載及びインターネットのホームページにおける公告により紹介する。

(要領の変更)

第 19 条 当要領の変更は、運営委員会の審議を経てセンターの理事長が行う。

(その他)

第 20 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項はセンターの理事長が定めることができる。

付則 この要領は、平成 9 年 1 月 1 7 日から制定実施する。

この要項は、平成 1 0 年 4 月 1 日から実施する。

この要領の一部改正は、平成 1 2 年 9 月 2 0 日から実施する。

この要領の一部改正は、平成 2 1 年 2 月 2 6 日から実施する。

この要領の一部改正は、平成 2 2 年 4 月 1 日から実施する。